

第 15 回 議会改革推進特別委員会

令和 4 年 12 月 8 日 (木)
時 分 ～ 時 分
(本会議終了後)
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 河上局長、下間書記

議 題

1 議会改革に関する検討項目について

(1) 政策討論会のあり方

(2) 議員選出監査委員の廃止について

①令和 4 年 12 月 21 日 (水) 午後 2 時～4 時 40 分

「議会と監査の連携/議選監査委員または監査委員との連携の必要性」オンライン研修会

②令和 4 年 12 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

議会運営委員会主催研修会「監査業務と効果的な予算・決算審査について」

(3) 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上
2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実

(4) 議会図書室の整備と市民開放

2 行政視察の実施について

3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

○浜田市議会政策討論会規程

平成24年6月4日
議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）第107条第4項の規定に基づき、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第12条の規定により開催する政策討論会（以下「討論会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会訓令2・一部改正)

(議事の主宰者)

第2条 討論会の議事は、議長が主宰する。

(討論会の開催)

第3条 討論会は、政策討論会幹事会の要請に基づき開催するものとする。

(議事運営)

第4条 討論会の討論の議題を提案した者（以下「提案者」という。）は、討論会において、提案理由等必要な事項を説明するものとする。

2 提案者は、討論会において、議長の許可を得て必要と認める資料を提出することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の者を討論会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(討論結果等の報告)

第5条 議長は、議題の討論が終了したときは、速やかに討論結果等報告書（討論会において取りまとめられた結論及び討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等（以下「討論結果等」という。）を取りまとめたものをいう。）を全ての議員に配布するものとする。

(討論結果等の活用)

第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
- (2) 市長その他の執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

(討論会の傍聴)

第7条 討論会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程（平成17年浜田市議会告示第1号）の例による。

(記録の作成)

第8条 議長は、事務局職員に、討論会の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録（以下「討論会記録」という。）を作成させなければならない。

2 討論会記録は、議長が保管する。

（討論会記録の公開）

第9条 討論会記録は、特に秘密を要すると討論会が決定した部分を除き一般に公開する。

（討論会記録の保存年限）

第10条 討論会記録の保存年限は、10年とする。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月4日から施行する。

附 則（平成25年11月1日議会訓令第2号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

浜田市議会議長 ○ ○ ○ ○

討 論 結 果 等 報 告 書

平成 年 月 日開催の政策討論会において、討論の結果、下記のとおり討論結果等を取りまとめましたので、政策討論会規程第5条の規定により配布します。

記

1. 討論の議題

2. 討論会において取りまとめられた結論

3. 討論会において出された意見

4. その他討論の過程で明らかとなった課題等

○浜田市議会政策討論会幹事会規程

平成24年6月4日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）第107条第4項の規定に基づき、政策討論会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25議会訓令2・一部改正）

(会長及び副会長)

第2条 幹事会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、幹事会において互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事の主宰者)

第3条 幹事会の議事は、会長が主宰する。

(討論議題の提案)

第4条 議員は、政策討論会の討論の議題（以下「討論議題」という。）を提案しようとするときは、政策討論会議題提案書（以下「討論議題提案書」という。）にその提案理由、資料等を添え、会長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、会派又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会が討論議題を提案しようとするときは、会派の代表者又は委員長が討論議題提案書にその提案理由、資料等を添え、会長に提出しなければならない。

(討論議題の決定)

第5条 会長は、前条の規定により討論議題提案書の提出があったときは、速やかに会議を招集し、内容を検討し、討論議題とすべきものかどうかを決定する。この場合において、当該決定は、幹事会における全員の一致をもって行うものとする。

(政策討論会の開催要請)

第6条 会長は、前条の規定により討論議題を決定したときは、当該討論議題について政策討論会の開催を議長に要請するものとする。

(幹事会の傍聴)

第7条 幹事会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程（平成17年浜田

市議会告示第1号)の例による。

(記録の作成)

第8条 会長は、事務局職員に、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録(以下「幹事会記録」という。)を作成させ、議長に提出しなければならない。

2 幹事会記録は、議長が保管する。

(幹事会記録の公開)

第9条 幹事会記録は、特に秘密を要すると幹事会が決定した部分を除き一般に公開する。

(幹事会記録の保存年限)

第10条 幹事会記録の保存年限は、10年とする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月4日から施行する。

附 則(平成25年11月1日議会訓令第2号)

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

年 月 日

政策討論会幹事会会長 様

議員氏名

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第4条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

2. 提案理由

3. 資料など

年 月 日

政策討論会幹事会会長 様

〇〇委員会委員長 〇〇〇〇

会派 〇〇 代表 〇〇〇〇

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第4条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

2. 提案理由

3. 資料など

政策討論会幹事会・政策討論会のフロー

